

資格案内

1. 法学研究所で学べること

- ・憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法

→ 1－2年次（東松山）：憲法、民法、刑法、行政法、法学検定試験対策講座

3－4年次（板橋）：憲・民・刑・商の総合演習に加え、民事・刑事訴訟法の講座

※板橋の科目は主として弁護士の先生が担当します

2. なぜ「資格」か？

①就職活動で有利になったり、就職後必要になったりする！

→業種によっては特定の資格が必須のこともある

e x. 不動産の販売…宅地建物取引士を一定数雇う必要がある

＝就活で内定をもらってから、内定先に「卒業までに〇〇の資格を取ってほしい」といわれることもある！あとになって必死に勉強しなくて済むように、早くから対策を立てるべき。またすでに特定の業種への就職を希望している場合には、必要となる or 取っておくと有利になる資格を調べ、在学中に取得しておくといよい！

- ・また、法学検定試験など直接に仕事に結びつかない資格でも資格を持っている＝それだけきちんと勉強したことの証明になるので、何も持っていないよりも有利になる

⇔逆に言えば、他の就活生がこうした資格を持っているのに自分は何も持っていないという場合、不利になる可能性も・・・

②大学生活の目標のひとつにできる

→入学はしたものの、目標・やりたいことが見つからない……。同じような日々の繰り返しでモチベーションがだんだん下がってきた……。

＝とりあえず資格取得を目指してみよう！目標ができればその分どんどん意欲もわいてくる！

☆早めの行動が望ましい

→資格試験や公務員試験…どれだけ長く勉強を積み重ねてきたかで勝負が決まる

※1日1時間でもよいので、早いうちから継続して勉強することが大切

⇒法学研究所の研修講座…基礎固めや勉強の習慣づけにうってつけ

3. どんな資格があるのか

- ・法律科目が重要となる資格はたくさんある

→たとえば①法学検定（ベーシック、スタンダード）

②宅地建物取引士

③行政書士

④市役所職員や警察官、裁判所職員（事務官）などの公務員試験

※そのほか、試験科目に法律関連の科目がある資格は多数ある

〔別表 主要な資格試験における法律系受験科目〕

		科 目								
		法学	憲法	民法	刑法	商法	訴訟法	行政法	その他	一般教養
資格試験	法学検定 ベーシック	○	○	○	○					
	行政書士	○	○	○		○		○	○	○
	宅建取引士			○					○ 業 法	
	公務員 (市役所等)		○	○	○			○	○	○
	警察官		○		○					○
	司法書士		○	○	○	○	○ 民		○ 登記法	
	司法試験 (及びLS)		○	○	○	○	○ 民・刑	○		
	貸金業務取扱 主任者			○	○	○	○ 民		○ 業 法	
		一年次履修科目								

4. 最後に・・・

- ・将来、「裁判官・検察官・弁護士になりたい！」とすでに燃えている人
 - ・卒業式のときに「四年間何をやってきたんだろう・・・」と考え呆然としたくない人
 - ・会社に勤めたあとで実はいろいろな資格を取らされることに就職して初めて気がつき、「あの時勉強しておけばよかった」と後悔したくない人
- ⇒努力はムダにならない。迷ったらとりあえずチャレンジしよう

『法学研究所で共に楽しく勉強しましょう！』

以上です